

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	国民年金関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

天童市は、国民年金関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

山形県天童市長

## 公表日

令和7年3月7日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金関係事務
②事務の概要	<p>「国民年金法」及び「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)」の規定により、特定個人情報ファイルを以下の国民年金事務で取り扱う。</p> <p>国民年金法及び同法施行令 ①被保険者(第2号・3号被保険者を除く。)の資格の取得・喪失、種別の変更、氏名・住所の変更等に関する届出の受理、審査、報告 ②任意加入(高齢任意加入を含む。以下同じ。)及び資格喪失申出の受理、審査、報告 ③任意脱退承認申請書の受理、報告 ④年金手帳再交付申請書の受理、報告 ⑤保険料の全額、一部免除、学生納付特例、納付猶予の申請の受理、審査、報告 ⑥付加保険料納付・辞退の申出または該当・非該当の届出の受理、審査、報告 ⑦受給権者からの第1号被保険者期間(任意加入期間を含む)のみの老齢基礎年金等の裁定その他給付に係る申請等の受理、審査、報告 ⑧第1号被保険者(任意加入及び高齢任意加入含む)及び老齢基礎年金を除く受給権者の死亡に関する届出書等の受理、審査、報告</p> <p>老齢福祉年金支給規則、特別障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則) ①老齢福祉年金受給者の氏名変更、住所変更届出の受理など ②特別障害給付金認定請求書の受理及び審査、報告 ③特別障害給付金受給者の氏名変更、住所変更届の受理など</p> <p>加えて、平成24年11月26日公布、平成29年4月1日施行予定の年金生活者支援給付金の支給に関する法律第三十八条、第三十九条に基づき、年金生活者支援給付金受給資格者及び世帯主等の所得情報を厚生労働大臣に報告する事務及び請求書を受理する事務がある。</p>
③システムの名称	①国民年金システム ②宛名システム ③ねんきんネット
2. 特定個人情報ファイル名	
被保険者台帳情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第46項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部市民課
②所属長の役職名	市民課長
6. 他の評価実施機関	

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	天童市総務部総務課 〒994-8510 山形県天童市老野森一丁目1番1号 Tel 023-654-1111(内線312)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	天童市市民部市民課 〒994-8510 山形県天童市老野森一丁目1番1号 Tel 023-654-1111(内線716、714)
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ <input type="checkbox"/> ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、事務を遂行している。 特定個人情報が記載されている書類等は施錠のできる書棚に保管しており、申請書の保管、廃棄及び郵送等については複数人での確認を行うようにしていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考える。	

<b>9. 監査</b>	
実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
<b>10. 従業員に対する教育・啓発</b>	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
<b>11. 最も優先度が高いと考えられる対策</b> <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 9) 従業員に対する教育・啓発 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員に対してe-ラーニング等での研修を実施している。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月10日	I-1-2	国民年金は、日本国憲法第25条第2項(1)国は、すべての生活部面について、社会福祉、社	「国民年金法」及び「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する	事後	字句等の見直し
令和1年6月10日	I-1-3	国民年金システム、宛名システム	国民年金システム、宛名システム、ねんきんネット	事後	追加
令和1年6月10日	I-3	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号	事後	字句等の見直し及び追加
令和2年4月1日	II-1-1	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	判定基準日の見直し
令和2年4月1日	II-2-1	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	判定基準日の見直し
令和4年4月1日	I-5-2	市民課長 松田 健一	市民課長	事後	個人名削除による変更
令和2年4月1日	II-1-1	令和2年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	判定基準日の見直し
令和4年4月1日	II-2-1	令和2年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	判定基準日の見直し
令和5年4月1日	II-1-1	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	判定基準日の見直し
令和5年4月1日	II-2-1	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	判定基準日の見直し
令和5年4月1日	I-3	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号	事後	字句等の見直し及び追加
令和7年1月1日	II-1-1	令和5年4月1日時点	令和7年1月1日時点	事後	判定基準日の見直し
令和7年1月1日	II-2-1	令和5年4月1日時点	令和7年1月1日時点	事後	判定基準日の見直し
令和7年1月17日	IV-8		入字を介在させる作業 十分である マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、事務を遂行している。	事後	様式の改正に伴うもの
令和7年1月17日	IV-11		特定個人情報が記載されている書類等は施設 9) 従業者に対する教育・啓発 十分である	事後	様式の改正に伴うもの